

議第76号 呉市営住宅条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

令和2年第1回呉市議会（3月定例会）において可決され、令和2年3月27日に公布された呉市営住宅条例の一部を改正する条例（令和2年呉市条例第19号。以下「改正条例」といいます。）について、天応大浜アパートを市営住宅に追加する規定の施行期日を変更するものです。

2 改正の経緯及び内容

災害公営住宅として整備している天応大浜アパートは、その引渡しを受ける日が令和2年6月30日とされていたことから、改正条例において、当該アパートを市営住宅に追加する規定の施行期日は同年7月1日としています。

しかし、令和2年4月16日から広島県が新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域に含まれたことに伴い、当該アパートの建設工事において、当該感染症の拡大防止措置として工事の一時休止等が実施されたため遅れが生じ、当初の引渡し日に引渡しを受けることが見込めないこととなりました。

このため、改正条例において「令和2年7月1日」としていた施行期日を、改正条例の「公布の日（令和2年3月27日）から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日」に変更します。

3 施行期日

公布の日